

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記中 1 のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5～7 年度の製造の請負（物品・役務）等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 履行期限までに、安全かつ確実に修繕業務を遂行できる者であること。
- (5) 愛媛県の令和 5・6 年度建設工事等入札参加有資格者名簿に登録され、とび・土木・コンクリート工事に係る建設業許可（大臣、知事のいずれも可）を有する者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書（案）、仕様書、会計規則、特例規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、本件仕様書等について疑義がある場合は、別記中 3 に掲げる照会先に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙入札書を持参又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出先は、別記中 2 の（1）のとおり。
- (5) 入札書の受領期限は、別記中 2 の（2）のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、学校長があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 業務名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮には「愛媛県立伊予高等学校グランド北面防球ネット張替修繕業務入札書」と記入し、外封筒の封皮には「愛媛県立伊予高等学校グランド北面防球ネット張替修繕業務入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を令和5年9月8日(金)午後4時45分までに提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (14) 入札金額は、本件業務に要する一切の諸経費(本件業務にかかる費用のほか、保険料、関税、契約付帯条件等引渡しに要する費用等)を含めて、入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)及び仕様書の内容を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 入札公告等により入札参加申込書を提出した者が、開札時に競争に参加する

者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

- (17) 開札の日時及び開札の場所は、別記中 2（3）のとおり。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札を行う会場（以下「入札会場」という。）には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（18）の立会職員以外の者は入場することができない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (21) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示することとし、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (22) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (23) 入札会場において次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (24) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (25) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。
- (26) 3 回の入札をするもさらに落札者がいないときは、入札辞退者を除く希望者から、原則として 2 回を限度として、見積書を徴する。
- (27) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合わせには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合わせには参加できないものとする。

4 入札保証金

入札保証金については、会計規則第 135 条及び第 136 条の規定により入札見積り

金額の100分の5以上の額を納付するものとする。ただし、会計規則第137条各号に該当するものについては、免除することがある。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 本件業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが委任状その他で確認されたものを除く。)
- (5) 本件業務名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

契約保証金については、会計規則第152条及び第153条の規定により契約金額の10分の1以上(円未満切上)の額を納付するものとする。ただし、会計規則第154条各号に該当する者については、免除することがある。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した後遅滞なく契約書の取りかわしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結権限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた業務等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に事務の手續上知り得た各種情報を、開札日以降も外部に一切漏らしてはならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県立伊予高等学校 事務室

〒791-3102 愛媛県伊予郡松前町大字北黒田 119 番地 2

電話 089-984-9311

12 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件業務に要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件業務等に関する照会先は、別記中3のとおり。

別 記

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立伊予高等学校グラウンド北面防球ネット張替修繕業務

(2) 業務内容及び数量

グラウンド北面防球ネット張替修繕業務 一式

(3) 整備の内容

仕様書による。

(4) 履行期限

令和5年11月30日(木)

(5) 履行場所

愛媛県立伊予高等学校

(所在地: 愛媛県伊予郡松前町大字北黒田119番地2)

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の提出先等

(1) 入札書の提出先

〒791-3102

愛媛県伊予郡松前町大字北黒田119番地2 愛媛県立伊予高等学校 事務室

(2) 入札書の受領期限

ア 持参による場合 令和5年9月21日(木) 午前10時30分まで

イ 郵便等による入札の場合 入札書は令和5年9月21日(木) 午前10時30分までに2(1)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和5年9月21日(木) 午前11時00分

場所 愛媛県立伊予高等学校 会議室

3 照会先

愛媛県伊予郡松前町大字北黒田119番地2

愛媛県立伊予高等学校 事務室

電話 089-984-9311

4 事前に提出する書類等

(1) 入札参加資格確認のため事前に提出する書類

入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所

3に掲げる場所へ、持参又は郵便により提出すること。

(3) 受領期間

公告日から令和5年9月8日(金)午後4時45分まで

(4) 入札参加の可否

入札参加の可否について、令和5年9月15日(金)までに通知する。

(5) 本件に関する質問

公告の日から令和5年9月8日(金)午後4時45分までに、3に掲げる場所へ、指定の質問書により持参又は郵送により提出すること。